

平成19年11月19日 開会

平成19年11月19日 閉会

(平成19年第3回臨時会)

# 南丹市議会会議録

南丹市議会事務局

南丹市告示第235号

平成19年第3回(11月)南丹市議会臨時会を次のとおり招集する。

平成19年11月12日

南丹市長 佐々木稔納

記

1. 期 日 平成19年11月19日
2. 場 所 南丹市議会議場
3. 付議事件
  - (1) 土地の取得について
  - (2) 市有地の処分について

---

○開会日に応招した議員

仲 絹 枝	大 西 一 三	高 野 美 好
森 爲 次	川 勝 眞 一	末 武 徹
橋 本 尊 文	中 川 幸 朗	小 中 昭
川 勝 儀 昭	藤 井 日出夫	矢 野 康 弘
森 嘉 三	仲 村 学	外 田 誠
中 井 榮 樹	西 村 則 夫	井 尻 治
村 田 憲 一	松 尾 武 治	八 木 眞
谷 義 治	吉 田 繁 治	村 田 正 夫
高 橋 芳 治		

---

○応招しなかった議員

な し

---

---

## 平成19年第3回(11月)南丹市議会臨時会会議録(第1日)

平成19年11月19日(月曜日)

---

### 議事日程(第1号)

平成19年11月19日 午前10時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 会期の決定について  
日程第3 議案第101号から議案第102号まで(提案理由説明～表決)
- 

### 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 会期の決定について  
日程第3 議案第101号 土地の取得について (市長提出)  
議案第102号 市有地の処分について (市長提出)
- 

### 出席議員(25名)

1番 仲 絹 枝	2番 大 面 一 三	3番 高 野 美 好
4番 森 爲 次	5番 川 勝 眞 一	6番 末 武 徹
7番 橋 本 尊 文	8番 中 川 幸 朗	9番 小 中 昭
11番 川 勝 儀 昭	12番 藤 井 日出夫	13番 矢 野 康 弘
14番 森 嘉 三	15番 仲 村 学	16番 外 田 誠
17番 中 井 榮 樹	18番 西 村 則 夫	19番 井 尻 治
20番 村 田 憲 一	21番 松 尾 武 治	22番 八 木 眞
23番 谷 義 治	24番 吉 田 繁 治	25番 村 田 正 夫
26番 高 橋 芳 治		

---

### 欠席議員(なし)

---

### 事務局出席職員職氏名

事務局 長	勝 山 秀 良	課 長 補 佐	森 雅 克
係 長	西 村 和 代	主 事	井 上 美 由 紀

---

### 説明のため出席した者の職氏名

市 長	佐々木 稔 納	副 市 長	仲 村 脩
-----	---------	-------	-------

副市長	岸上吉治	教育長	牧野修
参与	國府正典	参与	浅野敏昭
参与	中島三夫	総務部長	塩貝悟
企画管理部長	松田清孝	市民部長	草木太久実
福祉部長	永塚則昭	農林商工部長	西岡克己
土木建築部長	山内明	上下水道部長	井上修男
教育次長	東野裕和	会計管理者	永口茂治

---

## 午前10時00分開会

○議長（高橋 芳治君） 皆さん、おはようございます。

ご参集、ご苦勞に存じます。

ただいまの出席議員は25名であります。

これより、平成19年第3回南丹市議会臨時会を開会いたします。

定足数に達しておりますので、これよりただちに本日の会議を開きます。

---

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（高橋 芳治君） これより日程に入ります。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は12番、藤井日出夫議員、23番、谷義治議員を指名いたします。

---

### 日程第2 会期の決定について

○議長（高橋 芳治君） 日程第2「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 芳治君） ご異議なしと認めて、さよう決めます。

---

### 日程第3 議案第101号から議案第102号まで

○議長（高橋 芳治君） 次に、日程第3「議案第101号から議案第102号まで」を一括して、議題といたします。

提案者から、提案理由の説明を求めます。

佐々木市長。

○市長（佐々木 稔納君） おはようございます。

それではただいま一括上程をいただきました、議案第101号から議案第102号の議決を求める件について、ご説明申し上げます。

土地の取得につきましては、平成17年度から平成19年度において、債務負担行為により八木工場団地（北広瀬地区）開発事業として、南丹・京丹波地区土地開発公社を通じて用地取得等をしたものであり、今回、その土地を市が取得するものであります。この土地の処分につきましては、株式会社虎屋京都工場用地として、株式会社虎屋へ売却処分するものであります。今回、取得及び処分する用地については八木町北広瀬城谷口68番地の2、68番地の3の2筆で、面積は20,044.64㎡であります。なお、取得予定価格と処分予定価格の差額であります368万9,721円につきましては、一般会計に繰り入れる予定であります。

以上、土地の取得及び市有地の処分にあたり、地方自治法第96条第1項第8号及び南丹市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

何とぞ、ご審議いただき議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

**○議長（高橋 芳治君）** 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑の通告はございません。

特に、質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（高橋 芳治君）** ないようでございますので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております、議案第101号から議案第102号までについては、お手元配布の議案付託表その1のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

ここで、暫時休憩といたします。

なお、この間、総務常任委員会が全協室で開催されますので、委員各位はお集まり願います。

**午前10時04分休憩**

.....  
**午前11時11分再開**

**○議長（高橋 芳治君）** それでは休憩をとり、休憩前に引き続き会議を続行します。

これより常任委員長の審査報告を求めます。

谷総務委員長。

**○総務常任委員長（谷 義治君）** 総務常任委員会へ付託されました、101号議案及び102号議案の総務常任委員会における審議の状況等について、ご報告を申し上げたいと存じます。

若干、審議の時間が長うございましたので、審議の中で何かがあったのかというような憶測もあったのではないかと思いますけども、この虎屋誘致にかかる計画なり、経過の概要につきまして、資料の提出を求め、つぶさにチェックをさせていただきました。そもそも17年におきまして、八木町におきまして企業誘致に取り組まれまして、そし

て債務負担行為をもって南丹・京丹波地区土地開発公社へ、その取得、土地の取得並びに造成等を依頼された内容のものでございます。なお、この誘致に係りましては、京都府も積極的に関与いたしておりまして、ああいった谷あいの中で工場を建設するという事で、事業着手と同時に開発等の協議も虎屋と一緒に、公社及び京都府、三者で進めてきた内容のものでございまして。そういうなかで工場用地と山側の擁壁等を一体施工するような形の開発についての許可が行われておりまして、そういう関係で当初から、公社と虎屋が一体になって開発の許可を受けたものでございまして、そのなかに造成と同時に工場が建ち上がっていくようなこと、それがこの企業誘致の大きな特徴点ではなかろうかと思えます。したがって、造成を終えてから企業に土地を売り渡して工場を建てると、そういう開発方式ではなくして、そこに進出してくる企業の工場と周辺の土地との一体性の中で整備がなされておると、こういう点を、まず、ご理解を賜っておきたいと思えます。そういうことで工場建設が18年12月から行われてきたということでございます。今回、造成等も終え、また、取り付けの市道も完成するとういう運びになりまして、虎屋との間におきまして工場用地の譲渡の仮契約が締結できたと、こういうことでございます。

用地はすべて北広瀬地区の共同土地でございまして、すべて山林ということでございます。これが山林部分として残していく部分と、工場として宅地に活用していくものと、こういう形でございまして、これに要した経費が、開発公社の運営経費あるいは諸手続き費用も含めまして、5億3,631万795円ということでございます。なお、進入路については、別の予算をもって事業が推進されたものでございます。

今回、それを5億4,000万で売払っていくと、こういうことでございますが、その差額につきましては、市の財政に繰り入れていくということでございますが、一方、進入道路のいった費用までも含めてみますれば、それに充当しても、なおかつ、市の持ち出しは、これ以上のものがかかっているということをご理解賜りたいというふうに思えます。

以上、このような内容をつぶさにお聞きし、質疑を重ねた結果、委員全員をもって可決すべきものと決定をみた次第でございます。

以上、簡単でございますけれども、総務委員会の報告とさせていただきます。

**○議長（高橋 芳治君）** 以上で、常任委員長の報告は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（高橋 芳治君）** ないようでございますので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（高橋 芳治君）** ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより順次採決いたします。

まず、議案第101号を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案、委員長報告のとおり決することに賛成者の起立を求めます。

(起立全員)

**○議長（高橋 芳治君）** 起立全員であります。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第102号を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案、委員長報告のとおり決することに賛成者の起立を求めます。

(起立全員)

**○議長（高橋 芳治君）** 起立全員であります。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

今臨時会に付議されました事件は、すべて議了いたしました。

これにて、平成19年第3回南丹市議会臨時会を閉会いたします。

ご苦勞でした。

**午前11時18分散会**

---



地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

南丹市議会議長 高橋 芳治

南丹市議会議員 藤井 日出夫

南丹市議会議員 谷 義治